

神戸芸術工科大学紀要「芸術工学」原稿の種別と掲載基準

2020年4月1日改正

原稿は印刷物またはインターネットで未発表のものに限る。作品については、個展、公募展に出品した作品も認める。

1. 論文

オリジナリティがあること。即ち、研究の発想、内容等に既往の論文等にはない新しさがあること。また、研究方法、実証・調査の方法や史（資）料の扱い方法が、独断に陥らず、学界一般に認められている水準に達したものであること。

2. 作品

オリジナリティがあること。表現の内容や方法等に既往の作品等にはない新しさがあること。また、制作方法や制作意図が十分な水準に達したものであること。評価は、作品の現物ではなく投稿された状態で行なう。

3. 報告

①、②、③とも、基礎をなす活動等が完結しているか、もしくは中間であってもまとまりを示している報告。

- ① 発見の作品、史（資）料等の解説であるか、または、既知の作品、史（資）料についての新発見に基づく解説。いずれもオリジナリティがあること。
- ② 新しい実験、調査のデータの公開であること。なお、執筆者の意見は特になくてもよいが、実験・調査の方法が科学的、実証的であること。
- ③ 美術館における展覧会のキュレーション、書籍出版のディレクション、建築物の調査報告、アートに関するワークショップなど、「論文」や「作品」という枠組みではとらえられない教員の幅広い研究活動等の報告。

4. 共同研究

「神戸芸術工科大学研究助成規程」第12条に基づく、昨年度採択の共同研究助成および海外研究助成の報告。または「神戸芸術工科大学教員海外研究員規程」第13条の3に基づく、昨年度の派遣に係る成果報告であり、本学研究機構の確認、掲載許可を経たもの。

以上